

佐賀大学受託試験取扱規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学（以下「本学」という。）において学外からの依頼に応じて行う試験、分析、鑑定等（以下「受託試験」という。）の取扱いについては、法令その他に特別の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、産学官連携推進機構、各学部（理工学部を除く。）、工学系研究科、共同利用・共同研究拠点及び各学内共同教育研究施設をいい、「部局長」とは、その部局の長をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託試験は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(受託試験の種目及び料金)

第4条 受託試験の種目及び料金は、別に定めるものとする。

(委託)

第5条 受託試験の委託をしようとする者は、部局長に受託試験委託申込書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

(受託)

第6条 部局長は、前条の申込みがあったときは、当該試験を担当する者（以下「試験担当者」という。）と協議し、支障がないと認めた場合は、これを受託し、受託試験受託通知書（別紙様式第2号）により、申込者（以下「委託者」という。）に通知するものとする。

(料金の納付)

第7条 委託者は、前条により受託試験受託通知書の交付を受けたときは、第4条に規定する料金を前納しなければならない。ただし、部局長がやむを得ない理由があると認めたときは、受託試験終了後に納付させることができる。

2 既納の料金は、返還しないものとする。

(試験結果の通知)

第8条 試験担当者は、受託試験が完了したときは、部局長にその旨を報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、その結果を受託試験成績書（別紙様式第3号）により、委託者に通知するものとする。

(試料の処理)

第9条 委託者が提出した試料は、原則として返還しないものとする。

(不可抗力による試料の損害)

第10条 天災その他の不可抗力によって生じた試料の損害に対して、本学は、その責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年４月１日改正）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年２月２８日改正）

この規程は、平成１９年２月２８日から施行し、平成１８年８月１日から適用する。

附 則（平成２２年７月６日改正）

この規程は、平成２２年７月６日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

別紙様式第1号（第5条関係）

受託試験委託申込書

平成 年 月 日

（部局長） 殿

申込者
住所
氏名 印

下記のとおり受託試験を申込みます。

記

試験種目	
試験数量	
提出試験料	
試験希望年月日	平成 年 月 日
備考	

上記のことについて受託してよろしいか、伺います。

部局長	事務長	担当係

受 託 試 験 委 託 通 知 書

平成 年 月 日

殿

（部局長）

印

平成 年 月 日付けをもって申込みのあった受託試験について下記の
とおり受託する。

記

試 験 種 目	
試 験 数 量	
試 験 料 金	

＊試験料金は、受託試験の種目に応じ全納すること。

受託試験成績書

平成 年 月 日

殿

（部局長）

印

平成 年 月 日付けをもって申込みのあった受託試験について下記の
とおり通知します。

記

試験種目	
試験数量	
試験年月日	平成 年 月 日
試験担当者氏名・印	印
試験の結果	